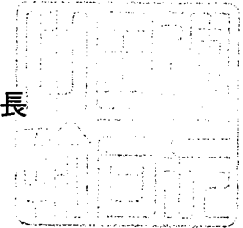


中国交交第 9 号  
令和元年 5 月 2 1 日

鳥取県中部地域公共交通協議会  
会長 石田 耕太郎 殿

中国運輸局長



令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
(地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

平成 31 年 4 月 26 日付けで申請のあった「令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、令和元年 5 月 21 日付け 国総支第 2 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業 地域公共交通調査事業(計画推進事業)
2. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	1,936,000円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	968,000円		
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

別 紙

令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
(地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 鳥取県中部地域公共交通協議会

(単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
鳥取県中部地域公共交通網形成計画推 進事業 ・ 圏域バスマップ作成 (多様な情報提 供と内容の充実) ・ 商業施設との連携による利用促進チ ラシ作成	交付決定日以降 ～令和2年3月31日	1,936,000	968,000